

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>市民局</p>	<p>(26 年度)</p>
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>
<p>Ⅲ. 市民局における歳入 4. (1) 仙台市民会館 【指摘1】(規則と異なる使用料の設定について) 市民会館では、附帯設備であるオーバーヘッドプロジェクター（以下この項で「OHP」という。）のうち会議室では1時間 200 円で貸出を行っているが、大ホール、小ホールでは1回(3時間～4時間) 750 円で貸出を行っている。ここで、市民会館の附帯設備の使用料は規則第9条により、別表第一で定めることとされている。別表第一では、大ホール、小ホールの OHP に使用料が設定されていない。即ち、大ホール、小ホールにおける 750 円での貸出は規則に定められた取扱ではないことになる。 会議室用の OHP と大ホール、小ホール用の OHP は、それぞれ機能が異なる（ホール用のもののほうが、遠くまで、また、大きな投影が必要であり、高い機能が必要である。） OHP である。ホール用の OHP を貸し出すこととした理由は、ホールでの需要が高くなった事に対応するためであり、規則上想定されていなかった事情の発生による。市はこの需要に応じるために、ホールでの使用に適した機能を有するものを新たに準備した。なお、使用料については、近隣の仙台市戦災復興記念館の同様の OHP 使用料を参考に設定したとのことであるが、他の附帯設備の使用料は規則で定められおり例外はつくるべきではない。市は、ホール用 OHP を導入した時点で規則を改定すべきであった。規則と現状の乖離を放置すべきでなく、規則の改正等の対応が必要である。</p>	<p>指摘のあったオーバーヘッドプロジェクターの使用料については、平成 27 年 9 月 3 日付けで仙台市民会館条例施行規則を改正し、1 回につき 1 台 750 円と定めた。 今後、市民会館の附帯設備を新たに導入するときは、同規則に当該附帯設備の使用料を規定したうえで貸出を行うとともに、規則と附帯設備現物が整合するよう定期的な確認を行うこととした。</p>

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局

（ 26 年度）

監査結果
(指 摘 事 項)

改 善 措 置

Ⅲ. 市民局における歳入

4. (1) 仙台市民会館

【指摘 2】（附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて）

規則上、貸出を行う附帯設備として記載されているが、市民会館において HP や貸出申込者用に準備してある貸出品のリスト（「大ホール附帯設備使用料」等）に掲載されていないものは表Ⅲ-4-(1)-3 のとおりである。

表Ⅲ-4-(1)-3

施行規則上の附帯設備	使用料(円)	型番	購入単価	数量	導入
照明効果	500	No.70 オーバーヘッドマシン QHS-1000	580,000	1	S60
	500	No.70 しんなしマシン CE	100,000	2	S60
音響設備類	800	No.87 TEAC X-1000R	132,000	2	S58.4.23
		オタリ MX-50	250,000	2	
映写機類	1,500	No.5 ELMO AS-2000T	300,000	1	S48
		エイキ EX-350B	300,000	1	H3.5.28
		KODAK CAROUSEL S-AV	180,000	1	H3.6.4
		ELMO オム-253AF	140,000	1	H6.3.31
その他の施設	400	No.4 ELMO LX-2200	2,430,000	1	S62.3.20
		ELMO LX-2200	1,800,000	1	H4.5.25
		ELMO LX-1600	1,596,000	1	H6.6.29

これらは、機能的に陳腐化したこと等により貸出の申し込みがなくなってから久しいものである。なお、これらは、市の貸出品の一覧表である「市民会館貸付物品リスト」に計上されており、現品も市民会館内に保管されている。規則上これらの使用料は明記され貸出が予定されているが、需要が見込めないため HP 等には記載されておらず、実際には貸出が行われていない。規則制定時（昭和 48 年）から 40 年近く経過し、この間の技術の進歩は著しいものがある。このような事が発生したのは、規則が現実についていけないことが原因である。規則の見直し等の対応が必要である。

表Ⅲ-4-(1)-3 の附帯設備について、使用実態の調査を行い、今後貸出が見込まれる附帯設備（オーバーヘッドマシン及びしんなしマシン）については、HP 及び貸出申込者用に準備してある貸出品のリストに貸出用の附帯設備として掲載を行い、規則との整合を図った。一方、今後使用が見込めない附帯設備（オープンデッキ、スライド及び映写機）については、平成 27 年 9 月 3 日付けで仙台市民会館条例施行規則を改正し、貸出を行う附帯設備から削除し、HP 等の広報資料との整合を図った。

また、今後、規則と広報資料との不整合を防止するため、貸出を行う附帯設備については、規則と HP 等の広報資料の内容について定期的な確認を行うこととした。

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	（ 26 年度）												
監 査 結 果 （指 摘 事 項）	改 善 措 置												
<p>Ⅲ. 市民局における歳入 4. (1) 仙台市民会館</p> <p>【指摘3】（貸出品から除外されている附帯設備について）</p> <p>市の所有する附帯設備であり現物が市民会館に保管されているにもかかわらず、市の貸出品の一覧表である「市民会館貸付物品リスト」に計上されていない（貸出品として管理されていない）ものは表Ⅲ-4-(1)-4 記載のとおりである。このリストに計上されていないということは、市の貸出品ではないということになるが、いずれも機能的に陳腐化しており、長期間貸出申込がなかったことから、平成 25 年度にこのリストから削除したものである。</p> <p>表Ⅲ-4-(1)-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施行規則上の附帯設備</th> <th style="text-align: center;">使用料(円)</th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響設備類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">レコードプレーヤー</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">不明</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ポータブルプレイヤー</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">206,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの附帯設備は機能的に陳腐化し、今後貸出が見込まれないものであっても所有権は市にあるのであって、貸出の状態は継続されているのであるから、市は当該リストから削除することなく、貸出状態が解消されない限り同リストに計上しておくべきである。</p>	施行規則上の附帯設備	使用料(円)	金額(円)	音響設備類			レコードプレーヤー	800	不明	ポータブルプレイヤー	800	206,000	<p>表Ⅲ-4-(1)-4 の附帯設備は、市民会館から市へ返還し貸付を取りやめた上、平成 27 年 9 月 3 日付で仙台市民会館条例施行規則を改正し、同規則から当該附帯設備の削除を行い、規則と使用実態との整合を図った。</p> <p>また、規則、市民会館貸付物品リスト、附帯設備現物とが整合するよう定期的な確認を行うこととした。</p>
施行規則上の附帯設備	使用料(円)	金額(円)											
音響設備類													
レコードプレーヤー	800	不明											
ポータブルプレイヤー	800	206,000											